

13. 富良野市建設工事等の入札予定価格の公表に関する

要綱

平成12年2月28日制定

平成28年4月20日改定

(目的)

第1条 富良野市が発注する建設工事（富良野市建設工事執行規則第2条に定めるものに限る。以下同じ。）及び当該建設工事関連委託業務の契約に係る入札に関する経緯と結果並びに予定価格を公表し、入札・契約制度の透明性、競争性の一層の向上を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 入札に関する経緯と結果並びに予定価格の公表（以下「公表」という。）は、建設工事及び委託業務で入札に付し契約を締結するものについて行うものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 入札執行年月日
- (2) 工事名又は委託業務名
- (3) 予定価格
- (4) 入札の結果
 - ア 参加業者
 - イ 入札結果
 - ウ 落札価格

(公表の方法及び時期)

第4条 公表は、前条の各号に掲げる事項について当該工事請負並びに委託業務の契約に係る入札の執行前には、建設工事縦覧簿（別記1）を、執行後には建設工事入札結果一覧表（別記2）に記載し、閲覧に供するものとする。

2 予定価格を入札の執行前に公表する場合は、指名通知書に記載して、入札参加者に通知するものとする。

(公表場所及び期間)

第5条 前条の規定に基づき公表の場所は、建設水道部の定める場所とし、公表の期間は、当該公表の日から3箇月間とする。ただし、公表を行った年度の1年間は、閲覧の請求に応ずるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成12年2月28日制定）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
以下省略

附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

別記 1

令和 年度 建設工事縦覧簿

令和 年 月 日入札執行 AM 時 分
場 所

No.	工 事 名	予定価格公表日	予定価格(税抜)	適 用

